

第69号議案

令和7年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度東大和市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 下水道事業費用	1,593,810 千円	19,129 千円	1,612,939 千円
第1項 営業費用	1,511,538 千円	2,607 千円	1,514,145 千円
第2項 営業外費用	80,772 千円	16,522 千円	97,294 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文中「512,406 千円は、」を「512,370 千円は、過年度分損益勘定留保資金 247,059 千円及び」に、「512,406 千円で」を「265,311 千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	1,993,951 千円	△213,828 千円	1,780,123 千円
第1項 企業債	1,632,900 千円	△70,300 千円	1,562,600 千円
第4項 他会計補助金	136,217 千円	△1,634 千円	134,583 千円
第5項 国庫補助金	137,500 千円	△117,890 千円	19,610 千円
第6項 都補助金	83,800 千円	△24,004 千円	59,796 千円

支出

第1款 資本的支出	2,506,357 千円	△213,864 千円	2,292,493 千円
第1項 建設改良費	1,900,443 千円	△213,864 千円	1,686,579 千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条表中「限度額 9,000 千円」を「限度額 221,230 千円」に改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公共下水道雨水整備事業 幹線接続工事等業務委託	令和8年度	千円 9,000	補正前に同じ	千円 221,230

(企業債の補正)

第5条 予算第6条表中「限度額 1,110,900 千円」を「限度額 1,040,600 千円」に改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業	千円 1,110,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れのとき から据置期間を 含め、40年以内 に償還する。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利債に借換えす ることができる。 なお、その他 については、借入 先の定める融通 条件に従う。	千円 1,040,600	補正前に 同 じ	補正 前に 同 じ	補正前に 同 じ
計	1,110,900				1,040,600			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「83,185 千円」を「84,158 千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「125,218 千円」を「123,584 千円」に改める。

令和7年11月28日

提出者

東大和市長 和地 仁美